# 参照資料

## 1 相対的無輸血

相対的無輸血:患者の意思を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、

「輸血以外に救命手段がない」事態に至った時には輸血をす

るという立場・考え方。

絶対的無輸血:患者の意思を尊重し、たとえいかなる事態になっても輸血を

しないという立場・考え方。

### 2 最高裁判決

2000 年 2 月、最高裁は「患者が、輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反するとして、輸血を伴う医療行為を拒否するとの明確な意思を有している場合、このような意思決定をする権利は、人格権の一内容として尊重されなければならない」とする判断を示した。

この事件では、「エホバの証人」である患者は、宗教上の信念からいかなる場合にも輸血を受けることは拒否するとの固い意思を有しており、輸血を伴わない手術を受けることができると期待して入院していた。医師らはこれを知るとともに、手術の際に輸血以外に救命手段がない事態が生ずる可能性があることを認識していたが、患者に、輸血する可能性があることを告げないまま手術をし、輸血をした。

患者は、病院(国)などに対し、人格権侵害による慰謝料を請求した。

1 審の東京地裁は患者の請求を認めなかったが、2 審の東京高裁は「死に至るまでの生きざまは自ら決定できる」、「例えばいわゆる尊厳死を選択する自由は認められる」などと述べて、「相対的無輸血の条件下でなお手術を受けるかどうかの選択権は尊重されなければならなかった」との判断を示していた。

最高裁は、「医師らは、手術の際に輸血以外の救命手段がない事態が生ずる可能性を否定しがたいと判断した場合には、患者に対し、そのような事態に至ったときには輸血するとの方針をとっていることを説明して、入院を継続した上、手術を受けるか否かを患者自身の意思決定に委ねるべきであった」と述べ、「医師らが説明を怠って、輸血を伴う可能性のあった手術を受けるか否かについて意思決定をする権利を奪った」ことは人格権の侵害に当たるとの判断を示した。

日本医師会は、この判決後、会長声明で「治療上輸血が必要な場合は説得して同意を得るべきであり、同意が得られない場合は、患者にとって不利であっても意思を尊重すべき」、「無輸血によって不幸な事態になっても医師の法的責任はない」との見解を示した。

### 3 年齢の判断について

人は、年齢にかかわらず人格権を有する。輸血拒否に関して意思決定ができる年齢を15歳で区切ってよいかどうかという疑問があり、まだ社会的な合意が十分得られているとはいえない。しかし、倫理委員会として今回作成した指針上では、一定目安となる年齢は明記した方がよいと判断した。年齢について15歳以上をもって自己の意思決定ができるという考え方は、様々な場面で承認されている。医療における自己の意思決定とは、医者と共同して医療方針を決定し、実行する過程に参加して行われるものであるが、当病院としては、15歳を「年齢を区切る目安」として対応することとした。但し、これについては個々のケースで柔軟性を持って判断することが望まれる。

# 4 エホバの証人が携帯している「医療上の宣言」証書等について

以下は、エホバの証人医療機関連絡委員会による資料である。

- \* 「無輸血治療に関するお願い」文書抜粋、
- \* 「免責証書」
- \* 「医療上の宣言」証書
- \* 「身元証明書」

#### 資料

#### 医師のみなさまへ

エホバの証人の患者が貴病院に参りますなら、次のような対応をしていただければ 幸いです。

- (1) 成人や判断能力を有する未成年:「免責証書」を取った上で無輸血治療を行なっていただきたいと思います。
- (2) 乳幼児および判断能力のない未成年:親の意思を尊重し、「免責証書」を取った上での無輸血治療を行なっていただきたいと思います。私たちは大切な子供の健康に関わる治療法については、親がその責任を負っていると考えます。
- (3) 緊急な場合:エホバの証人は、免許証などにいれて「医療上の宜言」証書や「身元証明書」をいつも携帯しています。これは交通事故等で無意識状態になる状況を予想し、事前の意思表明の意味を持っています。加えて、医師に責任を負わせない免責証書になっています。それで証書を確認されたなら、ぜひ尊重していただきたいと思います。

<sup>「</sup>無輸血治療に関するお願い」